管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	デジタルダーツ機を風営法8号機からの除外適用	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業（旅館業の施設で営まれるものなどを除く。）を風俗営業として規制の対象としている。	自動集計機能および結果表示モニター付きデジタルダーツ機を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第一章第二条第8号から適用除外すること	トーナメント大会、リーグ戦など、プロ選手、アマチュア選手を含めた大会の運営、プロ選手、青少年選手の育成等を行う。そのため、社団法人設立予定であり、設立後は同法人が執り行っていく。大会運営に関する運営費は登録選手、チーム等より徴収、及び、協賛企業よりの寄付で行う。同法人は運営に徹し、会場の手配から表彰等全般的に行う。また、各大会にはスポンサーを取得し、スポンサーより賞金、賞品等の贈呈を行っていく。現在は風営法8号機に該当するため、大会の際、スポンサーよりの賞金や賞品の授与は叶わず、ゴルフやボウリングの様なプロトーナメントツアー等の実施ができない状態である。さらに、風営法に関する都道府県条例により、18歳未満の青少年が立ち入ることが出来る時間の制約があり、保護者または指導者と共に行う夜間練習等も実施できない状態でもある。そこで、風営法適用除外を実施することにより、プロ選手の育成、大会の実施、青少年の健全育成が行うことができる。風営法による規制適用除外に伴う諸般の問題点。1）射幸心をあおる恐れ：手動による非連動型モニター表示と同等であり、特に問題ないと考えられる。2）深夜酒類提供飲食店や風営法8号営業店舗に設置されている場合：デジタルダーツ機を風営法適用除外したとしても、風営法許可営業であるため、風営法を適用除外しても問題は生じないと考えられる。	C	Ⅲ・Ⅳ	矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技させる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	前回の貴庁回答は、遊戯を提供する店舗形態に着目しているところ。ダーツ競技がデジタル化（自動集計）されることが、直ちに風営法の規制対象となるのかについて考慮の上、回答されたい。	貴庁の回答にもある通り、懸念される問題は、デジタルダーツの設備による問題と言うよりも、営業者側のモラルの問題と考えられる。営業者を管理、監督するための社団法人（以下、協会）を設立予定であり、協会の下、運営・管理等に取り組むことで営業者側のモラルの逸脱を防止できると共に、指導者を育成することで、少年非行を防止し、善良な風俗を守ることが可能である。デジタルダーツの設備は審判の公平性を維持し、審判買収等の問題も減少させる。しかしながら、全国に対して取り組むには時間的、人員的、資金的な問題に直面することから、まず、特区として認定して頂きたいとして提案するものである。	C 一部E	Ⅲ・Ⅳ	風営適正化法では、遊技設備の内容のみに着目して規制の対象としているのではなく、営業の形態に着目して、法令の規定又はその解釈により、法の目的に照らした必要最小限の規制をしている。例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。 このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、「制度の現状」でも記載したとおり、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。	①本来の用途に用いる場合でも面積による規制を受ける理由について回答されたい。 ②また、営業者を十分に管理できる一定の条件を満たした場合、風営法規制の対象としない特例について再考されたい。	本来の用途とはダーツ競技の競技会や指導、練習、競技等であり、主な営業形態はダーツ場、ダーツショップ、競技会、レッスン等であると解する。他の事例でも本来の用途に用いる場合は規制対象外である。本来の用途に用いる10%を超える営業が直ちに風営法の規制対象となるのか否か、理由も含め明確にされたい。また、貴庁の考える本来の用途及び本来の用途に用いる事が明らかである営業形態も明示されたい。更に貴庁回答によれば10%未満の営業はスポンサーからの金品提供のある競技会実施が可能と解するがそれで良いか。本来の用途に用いる営業について「対象遊技設備に該当しない」との解釈を構造改革特区として求める。	デジタルダーツ関係の法人設立とデジタルダーツ大会の開催、運営、選手の健全化育成	1008010	個人	熊本県	警察庁
010020	「地域社会の福祉に貢献する」21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」（自然でシンプルな方式）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号及び第2号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ること等を禁止している。	ぱちんこ営業店による社会貢献活動の推進。ぱちんこ営業店内にぱちんこ営業店とは無関係の第三者（社会福祉団体・NPO）等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が無くならない現実を鑑み（平成24年次、認知事件数9件）、改めてご提案をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を完全に無くすことにより、日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこを世界中で遊技して頂くためにも、新しい賞品交換システムモデルが必要であります。具体的にはｾｷｭﾘﾃｨがしっかりした設備のあるぱちんこ営業店内で「貸玉・貸ﾒﾀﾞﾙ」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ぱちんこ営業店が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、ぱちんこ営業店内で運営する第三者（社会福祉団体・NPO）等が買戻すことが出来るシステムです。このシステムの採用により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費や弊害を無くすことにより、社会貢献を目的としたぱちんこ産業の地元への直接納税（社会福祉目的税の新設）を行うことができます。つまりぱちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になります。その結果世界中の人々に「健全なぱちんこ産業」として、ぱちんこの楽しさ素晴らしさを認めて頂く機会が増えるとともに、ぱちんこ産業が、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように、初めて世界中に輸出できる体制となる為、新たなビジネスモデルとしてのぱちんこレジャーが、輸出国での大衆娯楽として、地元への社会貢献が出来るのであります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い戻されることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ					1037010	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010030	世界に認められる、21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第2号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20 円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき 5円（現行の25%UP）、メダル一枚につき25円（現行の25%UP）を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させて頂きます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に35年以上も見直しがなされておらず、ぱちんこファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもぱちんこ営業は法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあっては玉1個につき5円、貸メダルにあってはメダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案をさせて頂きます。成熟社会である現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売されて以来、1等賞金が昭和22年には100万円だったものが、平成8年には1億円、平成11年には前後賞あわせて3億円、平成25年には前後賞あわせて7億円の宝くじが発売されます。またBIG（サッカーくじ）に至っては最高当せん金額が10億円であることからも、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。			C	Ⅰ・Ⅲ					1037020	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010040	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第3項	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても遊技機になんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、（例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合）それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により担保された遊技機を設置し営業を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われます。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ・Ⅲ					1037030	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010050	ぱちんこ営業店における賞品として、地域振興券の提供を認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、地元商店街を応援する為に、地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することが出来る。	ぱちんこ産業が日本（地域社会）の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店（スーパー）の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなってきています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ					1037040	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010060	ぱちんこ営業店における賞品として、宝くじの提供を認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実に大勢のフアンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証票法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ					1037050	株式会社　玉越	愛知県	警察庁

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010070	風営法の規制対象業種に対する営業規制の緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第13条第1項及び第2項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条の2及び第8条	風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならないこととされている。	風営法が第十三条第一項で定めている「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする深夜営業の禁止規定を撤廃。	現在、風営法が第十三条第一項で定める「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする規定を撤廃し、消費者による経済活動の活性化および、規制緩和による新たな投資誘引とその先にある街づくりを目指す。 提案理由 現在、風俗営業種に課された深夜営業の禁止は、国民の夜半以降の経済活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業を営む事業者の収益性を著しく低下させている。同時に本規制は風俗営業種における投資回収率の低下を招いており、同産業への新規参入や設備投資の機会を著しく阻害している。また夜の娯楽産業の活性化はタクシー業界や観光業界、風俗営業種以外の飲食業界、酒販業界など周辺産業に対して経済波及をもたらす。 一方、風俗営業の深夜営業を禁ずる現在の規制は、国民のライフスタイルの変化によって、その正当性をほぼ失なっている。近年では、各地方自治体においても「夜の賑わい創出」が観光振興や街づくりの観点から大きな課題となっており、むしろ夜の経済活動を積極的に推進しようとする政策は国、地方共に多く見られる。 代替措置 同条第二項の「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる」の規定は残し、地域の事情に合わせて地方自治体が風俗営業の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする。厳格運用と摘発強化が進む風俗行政を鑑みた上、近年、法の見直しを求める請願等を採択する地方議会が増加し続けている。そのような地域の声が、制度に反映されるように求めるのが本改革提案の趣旨である。	C	Ⅰ・Ⅱ	深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、昼間と異なり、ともすると規範を逸脱しやすく、社会の中の制御機能も弱くなり、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯である。実際に、違法に深夜に営まれている風俗営業に関しては、騒音、酔客の集や酔客による通行人等とのトラブル、店内外における客同士の傷害事件、未成年者の出入り等の問題が発生している。したがって、風俗営業の深夜営業に関して全国的に適用される一定の規制は引き続き必要である。 なお、風営適正化法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前0時までとしつつ、特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域においては午前1時まで、習俗的行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前1時以降も営業を営むことができることとしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	第23次に行なわれた同様の提案（管理番号1016010）への回答にて、貴庁は周辺住民から寄せられる規制強化要望や規制撤廃に反対する意見を根拠の一つとして同提案を不採用としたが、現在、規制改革会議にて行なわれる検討には地域商店街から風営法改正の要望も持ち込まれており、貴庁に寄せられる意見のみが地域を代表するものではない。一方、渋谷区、世田谷区、町田市、福岡市等においては既に風営法改正の要望が議会決議されており、むしろ市民の代表たるこれら議会の議決こそが地域の声を代表するものである。これら自治体が中心に社会実験としての風営法緩和特区を導入する場合、貴庁ご指摘の懸念は不要と思われる。	C	Ⅰ・Ⅱ	風俗営業の営業時間の制限については、「制度の現状」でも記載のとおり、現行制度下でも地域の実情に応じて都道府県の条例で定めることが可能です。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	風営法第13条第1項は、都道府県条例に営業時間の上書きを認めるのみであり、市区町村にその権限を認めていない。また、同条同項は「特別な事情のある日」としてその上書きの範囲を限定しており、現在、各市区町村議会から要望が挙がっているような各自治体による街づくり方針に合わせた柔軟な運用を可能としていない。そもそも、習俗的行事など生活に密着した行政行為の主体となっているのは市区町村であり、風俗営業者の営業時間規制に関しても、これら市区町村が条例により柔軟に定めることができるように緩和するべきである。		1 0 4 6 0 1 0	株式会社国際カジノ研究所	東京都	警察庁
010080	搭乗型移動支援ロボットの追加規制緩和	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行おうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105（106・107）・1222「搭乗移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について」（平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第177号、丁規発第92号）により当該許可対象行為とされるとともに、その取扱いに関する基準は「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」特区における道路使用許可の取扱いに関する基準」（平成24年11月一部変更）」で定められている。	搭乗型移動支援ロボットの公道実験を行うに当たっては、保安要員の配置が義務とされている。平成21年につくば市が提案をした「搭乗型移動支援ロボットの公道実証試験特区」の当初の目的は、保安要員の配置無しでの実社会における実証実験が目的であったが、実施要件の協議により保安要員の配置が義務化された。その条件のもと、平成23年6月から約2年半、約9,000kmを超える公道実験を行ってきた。一定のロボットについては十分な安全性を確認できたため、それらのロボットの実験中は保安要員の配置要件を緩和いただきたい。	【提案理由】 ・これまでの実験において、一定機種のロボットについて十分な安全性が確認できたため（事故や特段のヒヤリハット、ロボット自体の故障・不具合なし）。また特区エリア内においての走行リスク・危険箇所は把握できており、安全な運用が可能なため。 ・長期間の実験で、つくば市では実験の認知度が上がり、ロボットの混在走行について市民・周囲の通行者の受用性が極めて高くなっている。 ・今後、実施予定の搭乗型ロボットを活用したまちづくり社会実験（シェアリング実験等）のために、保安要員なしでの実証実験が必要なため。シェアリング実験の想定規模ロボット50台、参加市民200人程度。 【代替措置】 ・特区内で十分な走行実験実績がある一定機種のロボットに限る（公道走行距離1,000km、搭乗被験者100名等） ・保安要員なしで搭乗する者は、市及びロボット特区実証実験推進協議会が責任をもって十分な搭乗トレーニングと安全のための遵守事項の教育を行い、ライセンスを付与する。安全に関するルールを逸脱した者からはライセンスを剥奪し、実験には参加させない。 ・走行エリア内の歩道において、どの場所にどのようなリスクがあるかをまとめたリスクマップを作成し、トレーニング時には実験参加者ともに現地を走行しリスクの確認を行うトレーニングシステムを構築する（仮免許時の公道走行訓練のイメージ）。 ・事故などがおきたときにすぐに実験責任者へ連絡ができるよう、実験参加者には緊急連絡先を教え、携帯電話の保持を義務化する。またロボットにも緊急連絡先を記載したプレート等を取り付け、搭乗者以外も連絡できるようにする。	C	Ⅳ	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置106・107が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106・107に基づく実証実験の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。 なお、保安要員の配置については、搭乗型移動支援ロボットの実験中に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施するなど実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準に含まれているところ、提案されている「代替措置」による安全対策等は、これらに対応したものではなく、保安要員に代わる安全対策とは認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、現状の特例措置が弊害無しと判断するのに必要な実験の量を定量的に示されたい。また、106・107の検証を並行してより実用化に向けた実験を行うことについて再考されたい。	106・107以後、つくば市では5,149kmを超える実験を行ってきたが、事故等がなく十分な実験ができたと考えている。ロボット自体もこれまで故障・不具合なく、万が一ロボットが転倒したり誤作動を起こしても、すぐにロボットがシャットダウンする機能も備えている。安全性や歩行者との親和性に問題はないと考えているが、あとどれだけの規模や内容の実験を行なうことが必要かご教示いただきたい。搭乗型を含む生活支援ロボットの実用化は政府の「日本再興戦略」における重点分野であり、我が国の競争力強化の観点からも早急に実用化に即した実験を行なう必要があるため、保安要員配置基準の緩和を再考していただきたい（詳細別添参照）	C	Ⅳ	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証事業」における規制の特例措置については、平成25年5月17日付「構造改革特別区域の第22次提案等に対する政府の対応方針」において、平成24年11月2日付けで基本方針表1に追加された特例措置「106・107」の評価と併せて105（106・107）・1222として、平成26年度に改めて評価を実施することとされており、現在の特例措置に係る弊害の有無については、その評価結果を踏まえて判断すべきである。同様に、更なる規制緩和の可否についても、その評価結果を踏まえて判断すべきである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本特区は保安要員規制のため期待する十分な成果が得られておらず、また実験という性質の特区であることから、このまま全国展開しても、構造改革特区法の基本方針にある「全国的な構造改革への波及と経済の活性化」にはつながらない。評価とは切り離して、早急に保安要員の緩和をお願いしたい。第1回回答の「緊急時の連絡」は、当方提案の携帯電話保持義務化等の措置で対応可能である。「歩行者への注意喚起」については、全高が高い立ち乗りロボット搭乗者の姿は周囲に確実に認識され、保安要員による注意喚起より前に存在が認識され注意喚起されるケースが多い。当方提案が安全対策と認められないとする判断について再検討いただきたい。		1 0 1 5 0 1 0	つくば市・ロボット特区実証実験推進協議会（トヨタ自動車・日立製作所・セグウェイジャパン・産業技術総合研究所・三井不動産・東急電鉄・アイシン精機・東京急行電鉄など30機関で構成する団体）	茨城県	警察庁
010090	電動式の小型車両の乗車定員の緩和	道路交通法施行令第22条	道路交通法施行令第22条第1号により、小型特殊自動車にあっては一人（乗車装置を備えるものにあっては二人）、ミニカー等を除く普通自動車にあっては、自動車検査証、保安基準適合標章、又は軽自動車届出済証に記載された乗車定員を超えて乗車することはできない。	電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）のナンバーを取得したい。 当該車両は小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「一イ」の分類として位置付けして頂きたい。ただし、 ①乗車定員について、当該車両は5人乗りに緩和して頂きたい。 ②車枠について、高齢者等が簡易に乗り降りできる構造が必要なため緩和して頂きたい。 ③計器類の設置について、当該車両は走行速度を時速15km以上出ないように設定することが出来るため、緩和をして頂きたい。	電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）が公道を走ることができるように、「小型特殊自動車」としてナンバーの取得を行いたい。 現状、当該車両（別添「事業内容書」別紙1参照）は道路運送車両法第3条においてどの分類にも属していないが、小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「一イ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要望する。 ①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法施行令第22条において、1名ないし2名と定まっているが、当該車両は5人乗りであり、その設備がなされている事、また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の輪島市での走行ルートは山道ではなく平地のみの走行であることから安全性は保たれていると考えており、規制緩和を要望する。（実際の走行速度は時速10km以下） ②道路運送車両法第3章道路運送車両の保安基準について、第41条第7号の車枠については、高齢者等の交通弱者が簡易に乗り降りできる構造が必要であることや走行ルートには起伏もなく平地が多く、乗車時間も短い事、スピードを出さない事から車枠の規則の免除を要望する。 ③車体についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制の緩和を要望する。特に、第41条第17号計器類の設置については、走行速度を時速15kmに設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要望する。	E		検討要請のあった電動式の小型車両については、道路運送車両法上の小型特殊自動車に分類されたとしても、道路交通法上は道路交通法施行規則第2条により普通自動車に分類されることとなる。 道路交通法上、ミニカー等を除く普通自動車に分類される自動車の乗車定員は、道路交通法施行令第22条により自動車検査証等に記載された乗車定員となり、当該電動式の小型車両について、乗車定員を1名又は2名に限る規制は同法上存在しないことから、①については事実誤認である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	要請した電動式の小型車両が、道路交通法・道路運送車両法上にて普通自動車（軽自動車）として分類されたとして、当該電動式の小型車両での走行区域、走行速度（15km以下）等を規制した場合、道路交通法上での乗車定員を4名以下から5名以下に規制緩和が可能になるのかご検討を頂きたい。	E		道路交通法上、普通自動車に分類された自動車の乗車定員は、当該自動車の自動車検査証、軽自動車届出済証等に記載された乗車定員であり、「乗車定員を4名以下」とする規制は同法上存在しないことから、事実誤認である。			次世代二次交通対策事業	1 0 4 2 0 1 0	輪島商工会議所	石川県	警察庁 国土交通省